

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	45	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長が辞職した場合、補欠の教育長の任期を3年確保することができない状況である。

【制度改正の必要性】

平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。

また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。

現状、当市教育委員会において、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまう状況である。

以上により、身分保障のある教育長の選任に当たっては、一度の議会の同意で3年間の任期を保証すべきであるが、教育長が辞職した場合等にその残任期間をもって補欠の者を選任することが義務付けられている規定が支障となり、地方公共団体は適切な時期に適格な教育長を選任することができない。

【支障の解決策】

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書の補欠の教育長の残任期間の規定を削除し、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育長の任期の残任期間の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすることで、3年の任期が確保された中で計画性をもって職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年6月 30 日法律第 162 号)第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市

○当市では、平成 31 年3月末に教育長が任期途中で退任したため、3月市議会定例会で議会の承認を経て、4月1日に新しい教育長が就任した。新しい教育長の任期は前任者の残任期間とされているため、前教育長の任期が同年9月末であったことから、再度9月市議会定例会に同一人物の人事案件を上程する必要が生じた。短期間のうちに、残任期間を理由に二度同じ人事案件を議会に上程することは、事務上は必要であるものの、市民感覚で理解することは難しい。

各府省からの第 1 次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	68	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）のデジタル化等による簡素化・効率化

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

- ・高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）の簡素化
- ・就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）について、該当生徒の前籍校での受給期間・単位数を簡単かつ確実に確認するためのシステム整備（全国統一のシステムの整備又は e-Shien（既存のオンライン申請システム）の改修）

具体的な支障事例

前籍校のある者が就学支援金を受給する場合、現籍校の学校が前籍校での支給実績や在籍期間を書面（受給資格消滅通知書、指導要録等）で確認し、国が示した計算方法に従い、規定の期間及び単位数から除いた上で、現籍校での期間及び単位数設定を行う。
その手続において、書面の提出がなかったり、内容が誤っていたりする事例が散見され、確認、修正作業に時間を要している。
現に令和6年度において、当県の通信制（単位制に限る。）高校では、1件 20 分程度の処理について約 1,500 件確認、修正作業が発生しており、その都度、現籍校の学校が前籍校に電話や書面で照会する事務が負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

簡素化・デジタル化等により、自治体事務の効率化みならず申請者の負担軽減をすることができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、川崎市、滋賀県、兵庫県、奈良県、高知県、福岡県、宮崎県

各府省からの第1次回答

高等学校等就学支援金の受給資格消滅については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第4条第2項において、都道府県知事が受給権者であった者に対し通知しなければならないことになっており、かつ、受給資格消滅通知の内容はe-Shienから出力されるものであるため、今回、具体的な支障事例としてお示しいただいている「書面の提出がなかったり、内容が誤っていたりする事例」については受給資格消滅通知のことではないと思料するところ、どのような場面において、どのような改善をご要望いただいているものなのかご提案の趣旨が不明確のため、改めて具体的に整理いただき、ご提案をいただきたい。

また、その際、一般論としては、例えば「前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第28条第2項における保存期間5年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36月、定時制課程等：48月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。」と高等学校等就学支援金事務処理要領に定めている。

なお、令和8年度以降の高等学校等就学支援金制度については、いわゆる高校無償化について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において「これまで積み重ねてきた各般の議論（「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）等）に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」とされているところ、3党の検討チームによる大枠の整理においては、都道府県や学校現場の事務負担についても言及があるところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	77	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件（約 163 万円）あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいないと、差し止め等の対策ができると考える。

○本市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○本市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○本市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○本市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○本市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

各府省からの第1次回答

【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めている。年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表）

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。（児童扶養手当法第13条の2）

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	82	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

社会教育調査（オンライン）における回答様式を見直した上で、調査票の審査整理に関する都道府県及び市町村経由事務の廃止

提案団体

岡山県、秋田県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

社会教育調査（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査）について、オンラインで回答する際の様式を見直した上で、都道府県教育委員会と市町村教育委員会を経由する審査整理に関する事務を見直すこと。

具体的な支障事例

- ・社会教育調査においては、紙調査票による回答と政府統計オンライン調査総合窓口を利用したオンラインでの回答が可能となっている。
- ・令和6年度の調査において、国からオンラインでの回答が推奨されていたこともあり、県内でもオンラインでの回答を調査対象施設等をお願いしていた。
- ・しかし、オンラインでの回答様式が非常に使いにくく、不便であった。例えば、オンラインでの回答様式は、紙調査票をそのままデータに落とし込んだ形になっており、横への移動を基本とした回答様式となっていた。
- ・また、回答不要な項目も、入力できないようにしてあるが表示されており、回答すべき項目を見つけることが手間であった。特に、民間体育施設においては、回答すべき項目が少ないこともあり、回答不要な項目が表示されることによる不便さが大きく生じていた。そして、ある社会教育施設からはオンライン回答が非常にわかりにくく、この形式のまま次回も調査をするなら協力はできないとの厳しい意見をいただくなど、自治体から調査の回答を依頼する上で支障が生じた。
- ・近年のオンライン調査における回答様式は、大項目ごとに縦方向に回答項目が表示がされて、基本的には縦方向の移動のみで回答ができる形式である。例えば、同じく基幹統計調査である学校基本調査のオンライン回答様式もここ数年で見直しがされているところである。社会教育調査においても同様にオンライン回答様式の見直しを行い、調査回答者が分かりやすく簡単に回答できる方法への変更を検討いただきたい。
- ・当県では、令和6年度において、全施設の回答件数が1,212件のうち、紙回答が0.7%（8件）、オンライン回答が99.3%（1,204件）となっており、社会教育調査要綱における収集の系統において、「文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の収集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす」とされているところ、基本的に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会で審査整理する必要がない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

・市町村教育委員会を通して、社会教育施設から「オンラインでの回答が非常にわかりにくい。ネット上で縦横に移動する必要があるのは手間である。この形式のまま次回も調査をするなら協力はできない。」との要望をいただいた。

・民間体育施設から「本来、回答すべき項目は少ないはずなのに、回答する必要が無い項目も表示されるので入力する時に焦ってしまった。」との意見をいただいた。
・その他、自治体から回答者に回答方法を説明するにあたり「次にどの項目に回答すればよいかわからない。」や「回答欄が分かりづらいので、既定の時間内に回答ができずタイムアウトしてやり直しになった。」などの意見をいただいていた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村教育委員会、公立と私立の社会教育施設、民間体育施設における調査事務の効率化

根拠法令等

統計法、統計法施行令、社会教育調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、渋川市、さいたま市、越谷市、新潟市、長野県、津島市、滋賀県、兵庫県、高松市、熊本市、阿蘇市、宮崎県、沖縄県

○民間社会教育施設等の調査依頼を直接施設へ出向き説明し、回答してもらうなどの時間と労力を費やしている。回答様式が分かりにくい。
○社会教育調査においては、行政が回答するだけにとどまらず、民間体育施設も調査対象となることになり、その施設の代表者が紙媒体での回答またはオンラインでの回答を行う必要がある。誰もがわかりやすい入力方式へと変更されるのであれば、改正への必要がある。令和6年度は3年に1回の調査対象の年であったが、文部科学省のシステムで回答データが文字化けしたり、URLの掲載期限が過ぎてアクセスできない、調査票データ一覧作成ツールというシステムも不具合が生じ配布できないといった状況があったので、オンラインで回答する様式以外にも入力のシステム全体が使いづらいという印象であった。この提案は、令和9年の同調査に向けて改善を要求すればよいと考える。改正について賛成。
○民間体育施設の回答回収率が低い状況であり、不便なオンライン回答様式もその要因の1つとして考えられるため、見直しを求める。

各府省からの第1次回答

・オンライン調査における電子調査票のユーザビリティの向上は、回答者負担軽減及び回収率向上のために必要な事項であり、ご指摘の内容を踏まえ、令和9年度実施予定の本調査に向けて、以下の改修を検討する。
①原則すべての調査票において縦方向のみの移動とすること。
※例 体育施設調査票は、「9 施設・設備の状況」の(1)～(3)を縦方向に回答した後、「10 ボランティア活動状況」を回答するには横方向に移動する作りとなっている。
②設置者区分等に応じて回答不要となる調査項目については、回答欄をグレイアウトするのではなく、調査項目ごと非表示とすること。
③タイムアウトについては政府統計共同利用システム側の仕様のため、調査実施機関において制御することはできないが、タイムアウトの10分前にアラートを出すようにすること。
・経由機関が行う事務について、オンライン調査システムによる回答においても都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の調査票の審査・整理が必要であることは、社会教育調査要綱に以下のように示されている。本調査結果の信頼性を担保するためには、経由機関が行う回答データの審査・整理は必要であると考えており、引き続き本調査に係る事務についてご理解・ご協力願いたい。
※社会教育調査要綱＜抜粋＞
第6(2)ウ 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、【中略】都道府県教育委員会に提出する。
第6(2)エ 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、【中略】文部科学大臣に提出する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	83	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化

提案団体

岡山県、三重県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づき文部科学大臣の承認を受けて行うこととされている公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続のうち、現在「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」により、文部科学大臣への報告をもって承認があったとみなされるものについて、「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～」において行うこととされている報告手続を更に簡素化すること。

(簡素化の例)

- ・廃校施設:財産処分報告書の補助面積欄・補助金額欄をなくし、添付書類を公立学校施設台帳(写)のみとする。
- ・廃校以外の施設:毎年の公立学校施設の実態調査(Access データ回答)の際に、公立学校施設台帳の備考欄に財産処分内容・年月を入力することで、財産処分報告に替えられることとする。

具体的な支障事例

現在、公共施設等適正管理推進事業債において転用事業や除却事業が設けられるなど、人口減少等により公立学校施設の転用等の推進が求められているところであり、今後は財産処分件数の増加又は高止まりが見込まれる。

地方制度調査会(総務省)において自治体職員数の更なる減少が指摘されるとともに、インフラ長寿命化基本計画(国)において自治体技術職員の不在・不足が指摘されている。当県でも、多くの市町村教委から「教委や首長部局に技術職不在」と聞いている。

そのような中、財産処分報告にあたって、市町村教委職員(技術職員含む。)が数十年前の書類を探す作業や、都道府県教委や文部科学省の職員が多数の添付書類を確認する作業に時間を取られている。

事務負担は、承認申請1件あたり合計約 14.5 時間、報告1件あたり合計約9時間あり、更に小規模市町村の担当者は、多数の分掌を抱えていることから、断続的に上記事務作業を行うため、まとめて作業する場合に比べ、作業中断ロスが発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

財産処分報告手続を簡素化することで、文部科学省・都道府県教委・市町村教委における事務負担が軽減され、個別施設毎の長寿命化計画の着実な実行や内容の充実に向けた業務等に従事する時間を増やすことがで

きる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、日光市、大田原市、川崎市、小牧市、寝屋川市、奈良県、久留米市、熊本市、宮崎県

○当市においても、公立学校施設の転用等の推進を進めているなかで、左記に記載のある支障事例と同様、財産処分報告にあたって、数十年前の書類を探す作業や、県教委を経由する文部科学省との資料のやり取り、確認に時間を要している。左記支障事例にも記載されているように、市町村の担当者は、多数の業務を抱え、断続的に上記事務作業を行うため、当該業務の効率性の悪さがあることから、制度改革を求める。

○膨大な過去の資料を収集し、提出する業務は特に財産処分報告の時期が予算編成や学校再編事務の繁忙期と重なることもあり、職員にとって過重な負担となっている。また、過去の国への申請書類等含めた財産処分の関連書類については、市の定める文書保存期間の中で一部廃棄となっている場合のものもあり、そうした場合の対処には非常な労力と困難を要している。提出書類や手続きの簡素化がなされればこうした事態へも対応ができるものと考ええる。

○補助事業完了後 10 年以上経過した財産の無償による処分の場合等は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとみなす取扱いとなっているが、報告書に添付する書類は承認申請と同等のものが必要であり、実質的な簡素化に繋がっていない。

○提案団体が挙げているとおり、財産処分の手続きにおいては必要書類が多く、その確認に多くの時間が取られる。今後、財産処分を行う学校施設等が増えていくことが見込まれることから、手続きの簡略化を図る必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答

国の補助金により取得または効用が増加した財産について、適正な管理・処分を確保することを目的として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条では、原則、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定められている。

他方、補助事業完了後 10 年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど、既に一定の簡素化措置を講じているところ、補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点から、処分財産の基本的事項(補助対象面積・補助金額等)や添付書類の提出は最低限必要なものと認識しており、その省略については慎重な検討が必要であると考ええる。

今後とも、事務の簡素化については、引き続き検討を進めていくものの、現行制度における適正な補助金執行の確保という基本的責務を踏まえ、現時点での更なる簡素化は困難であることをご理解・ご協力いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	84	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化

提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）」の「Ⅱ：防災機能設備等の確保状況」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査（内閣府）」を、次回調査においては、内閣府調査に一本化すること。

また、調査内容・方法を見直し、現行の市区町村を単位として項目ごとに該当数等を回答する形式から、各避難所の所在地や、各項目における状況を回答する形式とすることで、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が、調査を通じて避難所のデータを容易に共有できるようにすること。（「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」（文部科学省）における「石綿含有断熱材使用煙突状況」のようなものを想定。）

さらに、調査結果については、内閣府から文部科学省、都道府県防災担当部局から教育委員会経由で各学校、市町村防災担当部局から教育委員会経由で各学校といった形で、各機関レベルで確実な情報共有を図ること。

具体的な支障事例

本調査への回答に当たり、ほぼ同じ内容を文部科学省と内閣府に報告するために、都道府県・市町村の防災担当部局・教育委員会・学校が連絡調整を行っており、非効率な事務処理となっている。

また、本来の避難所設備等主担当ではない教育委員会職員・学校職員が持っている情報だけでは、調査要領に沿った正しい回答ができず、誤回答が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査を一本化することで、調査の回答精度が向上するとともに、都道府県・市町村の教育委員会・学校における事務負担が軽減される。

また、調査内容・方法を見直すことで、調査を通じて避難所の個別具体的な情報を、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が共有することができ、災害に備えた平素からの連携強化や、災害時の迅速な支援などにつながる。

根拠法令等

調査依頼事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、川崎市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、熊本市、宮崎県

○それぞれ一方の部局がもう一方の部局に確認しながら回答する事象が生じており、非効率である。
○当市においても同様に、回答作成に相当な時間を要しており、また文部科学省と内閣府それぞれの回答を突合させる手間がかかるため、各関係局・課職員の負担となっている。

各府省からの第１次回答

類似調査であるため、御指摘の通り、内閣府調査に一本化して実施するべきと考えており、次回調査の際には、一本化を前提に調整を行うこととする。
なお、施策の推進にあたり、引き続き各施設の防災機能設備等の確保状況について把握する必要があると考えているが、調査の方法や頻度等については、自治体の負担も考慮して実施する必要がある。御提案いただいた内容を参考に文部科学省及び内閣府において、対応を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	109	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

認定こども園における職員配置の弾力化

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。

具体的な支障事例

人口減少地域等の認定こども園においては、教育利用こども（1号認定）が少ないことによって、主幹保育教諭配置のための人件費と公定価格の収入が見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。
認定こども園では、1号認定が在籍する場合は、主幹保育教諭を1名追加で配置しなければならない。教育利用の子どもの施設型給付の定員区分は15人が最少人数となっているが、教育利用の子どもが1～2人の施設は県内認定こども園154園中24園（0人除く）存在しており、1号クラスの担当保育教諭と主幹保育教諭の2名を配置すると単価が見合わず、主幹保育教諭を配置しないと大きく減算され、採算が取れない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国トップクラスの共働き率を維持している当県では、幼稚園・認定こども園において、教育（1号認定）より保育（2号、3号認定）のニーズが多いことから、1号認定の子どもの定員区分が最少の15人であっても、大きく定員割れを起こしている園が少なくなく、こうした園で1号認定こどもに係る保育主幹教諭を配置しない場合、施設全体として給付される公定価格が大きく減額となり、経営に不安を抱えている状況である。（県内市からの要望）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1号認定こどもについて、極端に少人数の受け入れを行っている場合でも採算がとれるようにするため、主幹保育教諭の配置を弾力化することで、人口減少地域でも教育利用のこどもの受け入れを行う認定こども園の運営を維持することが可能となる。これにより、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもに対して適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことができる。

根拠法令等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、養父市、熊本市、大分市

○分園のある施設においても、主幹保育教諭2名の配置を求められているが、本園と一体で運営するはずの分園においても、主幹保育教諭2名の配置を求めることは、施設の継続的な保育運営という観点から負担になっているため、本園と分園合わせて主幹保育教諭2名の配置でも可とする制度改正が必要と考える。

各府省からの第1次回答

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことは現行制度上可能となっています。

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしています。

これはペナルティとしての減算ではなく、基本分単価の算出にあたって、主幹保育教諭1名分を含めており、主幹保育教諭が配置されない場合には、当該経費相当分を減算することで、実際の配置相当の単価とするための措置です。

当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	114	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第 77 条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、遠方等によりやむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。

具体的な支障事例

当県では令和8年4月に県立夜間中学の開校を予定しており、県内全域からの入学希望があるが、遠方地等により、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
・夜間中学設置推進を図る義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、学校教育法施行規則第 77 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、川崎市、静岡県、三重県、大阪府、熊本市、宮崎県

○当市では、公立夜間中学を設置していないが、近隣自治体の公立夜間中学を活用している当市在住者がいる。過去には、身体的な理由、時間都合等により通学を断念する事例も発生していることから、学習環境の整備

の一環として、オンライン授業による出席の取り扱いを見直すことは、生徒負担の軽減、学習意欲の向上に大きく寄与すると考える。

○学校の実情により通常の授業の様子を映し出すのみの配信であれば、遠隔授業への対応が可能となることも考えられる。

○当県は南北に長く、夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、特定の市町のみには人数の偏りが見られない状況にあることから、地理的な条件により毎日通学することが困難な生徒がいる。また、経済的な理由から、通学費が負担となるなど、特に遠方に居住する方にはオンラインを活用した授業で対応することも想定している。夜間中学に通学する生徒は学齢期を超過した者であり、本人の学習意欲を確認できていれば、オンラインによる授業でも十分な学習効果を期待できるため、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価もできるようにして入学を希望する全ての方への学び直しができる枠組みを確保することが必要。

○当県の夜間中学においても、県立であるため遠方から登校する生徒がいることが大いに予想される。「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)」の「別記2—2出席扱い等の要件」にある内容の緩和も踏まえ、オンラインの出席扱いについて前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、ともに学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても、対面で授業を行うことが原則であると考ええる。

他方で、体調や仕事の都合等の事情によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅等において授業の配信を受けられるようにすることや、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすること、こうした学習についての評価を適切に行い、各学年の課程の修了や卒業の認定に当たって、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うこと等が可能であることについては、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月)に基づき、令和6年3月に各地方公共団体向けに周知した。

また、夜間中学における遠隔教育の活用については、同方針に基づき、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な遠隔教育の実施が可能となるよう、遠隔教育特例制度の見直しを行った。

提案団体においては、これらの周知内容も踏まえ、引き続き夜間中学の設置・充実に取り組んでいただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

各府省からの第 1 次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成 24 年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画で明らかにした上で、離島振興法第 7 条の 3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものとする。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	175	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

奨学給付金制度申請手続のオンライン化

提案団体

山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien を改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。

具体的な支障事例

奨学給付金申請手続については生徒の保護者による紙申請となっており、学校に来校して提出する必要がある。また、添付書類として住民税課税証明書等の提出が必要となっているところ。当県では、国公立校のみで毎年約 2,400 件申請があり、各学校における受付、県庁への書類進達、書類不備者への対応に関する事務負担が発生している。

なお、高等学校等就学支援金については、国が「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」を整備しており、令和5年度からオンライン申請が可能となっているため、高校生への2つの支援に関して申請方法が異なる非効率的な運用となっており、生徒の保護者の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

例年、同時期に申請のある就学支援金は電子申請が可能だが、奨学給付金も同様に電子申請できないのかという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインで申請が完結することで、申請者が各学校へ来校する必要が無くなる。また、閉庁日等での申請が可能となり、利便性が向上する。

各学校における書類送付や書類不備対応に関する事務負担が軽減される。

根拠法令等

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県

○申請が保護者・生徒にとって負担がない方法とし、県や学校現場に新たな事務負担が生じない方法としていただきたい。

○当県私立学校においても、提案団体同様の支障事例あり。当県においても奨学給付金の申請件数は少なく、申請者の負担軽減、県及び学校の事務の簡便化・事務の効率化のための改善は必要と解される。

○令和7年2月の三党合意では、令和8年度からの高校生等奨学給付金の拡充が示されており、申請件数が現行制度の1.6万件(私立高校分)から大幅に増加することが見込まれる。現在の紙申請では、書類管理やデータ入力等の事務が膨大になり、また、都道府県が申請システムを構築し、申請事務を行うことは費用及び事務負担が非常に大きい。ついては、全国一律の事務処理がなされていることも踏まえ、国においてオンライン申請システムを整備することを強く要望する。

各府省からの第1次回答

高校生等奨学給付金においては、予算事業かつ都道府県事業であり、在学する生徒の保護者等が居住する都道府県から支援を行う在住地主義を取り入れていることに対し、高等学校等就学支援金は法定受託事務で都道府県が事務を実施し、生徒が通う学校の所在する都道府県が支援を行う在校地主義を取り入れている。高等学校等就学支援金制度において、e-Shienを国が整備した状況と異なるため、高校生等奨学給付金において、国がシステムを整備することの妥当性等を含めた、申請手続きのシステム化における課題を整理し、検討をする必要がある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	193	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し

提案団体

茨城県、三重県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
「特別支援学校への就学奨励に関する法律」において、未成年者の保護者は「学校教育法第16条に規定する保護者（親権者又は未成年後見人）」とされており、また、未成年者に係る就学奨励費の申請手続は当該保護者によって行うこと、支給対象者は保護者又は生徒等とされている。

【支障事例】
①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者（生徒も可）となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。

【制度改正の必要性】
支障事例①・②のように、就学奨励費を申請できない、申請までに時間を要する等の状況が生じる実態がある。

【支障の解決策】
そこで、未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しをすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

就学に要する経費を負担する者が申請・受給手続を円滑に進めることが可能となり、住民の利便性が向上する。

根拠法令等

特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○【類似の支障や課題を有する制度として見直しを求める事項】

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年政令第八十七号）第2条、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第12条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第25条等、要保護児童生徒援助に係る支給対象を保護者のみならず当該児童及び生徒を監護する者も含めるよう見直しを求める。

【現行制度について】

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

国は、市町村が、学齢児童生徒の学校教育法第16条に規定する保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して援助を与える場合に限り、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて要保護児童生徒援助費補助金により補助を行っている。

【支障事例】

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象となるのが、学校教育法第16条に規定する保護者に対して援助を行った場合に限られており、援助の対象を法16条の保護者に限定している市町村が多い。当市としては親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒が援助を受けることができない状況が発生していないが、今後、稀に発生する可能性が懸念される。

【制度改正の必要性】

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の就学を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度であるにもかかわらず、実際に就学に要する経費を負担する者が給付を受けられない実態がある。

高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度では、生徒の保護者（親権者、未成年後見人）に限定することなく、主たる生計維持者の収入状況により支給がされており、実際に就学に要する経費を負担する者の経済的負担が軽減されている。

また、児童手当金については、「監護生計要件を満たす父母等」が受給者とされており、実際に児童の生計を維持する者の経済的負担が軽減されている。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。

学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考えます。

なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。

学校教育法第16条では、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。

なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	208	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村経由事務の廃止

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続については、提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
「伝統文化親子教室事業」のうち、教室実施型については、応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっている。この取りまとめにあたっては、事務負担が発生しているほか、団体からの申請書類の内容等に不備・不足がないかの確認や、不備・不足がある場合の修正は不要となっているため、市町村を経由せずとも手続自体に支障はないものとする。
＜市内の団体の応募数＞
令和6年度：12 件（教室実施型）
【支障の解決策】
応募資料の提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とし、事務局から実施事業の情報提供をいただく形に運用変更を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっていることから、事業内容に関する問合せを、伝統文化親子教室事業事務局ではなく、市区町村の教育委員会に尋ねてくることがある。その都度、事業事務局の連絡先を案内することとなるため、事業者及び教育委員会への支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村経由事務が廃止された場合、団体からの資料提出後の手続が短縮され、より迅速な対応が可能となると共に、市町村における事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

「伝統文化親子教室事業」委託実施要項、令和7年度「伝統文化親子教室事業」の募集要項、令和7年度「伝統文化親子教室事業」の募集に係る協力について（令和6年 10 月 15 日付文化庁参事官（生活文化創造担当）事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、柏市、横浜市、川崎市、藤沢市、沼津市、名古屋市、広島市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○窓口となる市教育委員会において、団体からの申請書類の内容の確認や不備、不足の修正は不要とされているが、窓口の県に対して紙ベースでの提出が求められており、その郵送料の負担は市となっている。内容の確認と修正が不要であるならば、文化庁が直接窓口になるべきだと考える。

○伝統文化親子教室事業の事務局が窓口になっているが、応募者が当市を窓口と認識しているために、書類の内容確認や修正依頼等に、多くの事務負担が発生している。なお、令和6年度は68件の応募を受け付けた。

○応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっていることから、事業内容や記載方法等に関する問合せを、伝統文化親子教室事業事務局ではなく、当市担当課に尋ねてくることがある。その都度、事務局の連絡先を案内することとなるため、事業者及び担当課への支障となっている。

○「地域展開型」や「放課後子供教室」との連携について、応募予定の市区町村の担当部局と調整した上での応募を案内している。これ自体は正しいが、「教室実施型」の要項やHPに本内容を複数記載していることから、申請者が誤認し、実際は「教室実施型」の問合せも事務局ではなく市区町村に来やすい状況が発生している。また、現行ではデータ資料と同内容の紙面を両方市区町村に提出することから、二重の事務負担が申請者・市区町村双方に生じ、提出直前の差し替え等も生じている。その他、申請者から事務負担が大きいこと、窓口・データ提出一本化への意見を頂くことがある。

各府省からの第1次回答

文化芸術基本法において、基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働するよう努めることが求められているとともに、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を策定し、実施する主体として位置づけられている。

伝統文化親子教室事業には3つの類型（教室実施型・統括実施型・地域展開型）があり、うち教室実施型は市区町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。

教室実施型を内包できる仕組みにもなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としている。地方公共団体を中心に関係者が連携して、地域の様々な分野の教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの体験機会を提供していくことが期待されており、当該事業を推進することは政策的意義が大きい。

一方で、地域展開型と地域における教室との連携が進まない理由として、実施団体からは「地方公共団体から声がかからなかったため」という声もあることから、基礎自治体である市区町村には地域における教室を把握していただくことで、実施団体との連携の強化を期待しているところである。

また、地域に根付いた伝統文化等を確実に次世代へ継承・発展させていくためには、地域の実情に応じた戦略的・計画的な事業展開が大変重要である。市区町村が地域における教室を把握して「放課後子供教室」と連携した取組の調整を図るなどにより、地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の選択肢を増やす等、積極的な事業展開を進めていただきたいと考えている。

なお、今回御提案いただいた意見を踏まえ、市区町村担当者の負担軽減の観点から、事業者からの問い合わせが市区町村窓口に集中する件については、募集案内等に問い合わせの際の連絡先をわかりやすく明示することで対応したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	253	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領において、補助事業者が都道府県である場合は進達文書の提出を不要とすること

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4.（4）において、都道府県知事又は都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）が提出することになっている進達文書を、補助事業者が都道府県である場合においては不要とすること。

具体的な支障事例

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4.（4）において、補助事業者は都道府県を経由して交付申請書を提出するとともに、都道府県においては、その交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して進達することになっているが、補助事業者が都道府県である場合も、同規定に基づいて進達文書を提出する必要がある。補助事業者が都道府県である場合、都道府県としての審査が行われていることは明らかであるにもかかわらず、進達文書を提出することは非効率的であり、これに伴う事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助事業者が都道府県である場合において、同規定に基づく進達文書の提出が不要となることで、交付申請事務の効率化が図られる。

根拠法令等

文化財保護法、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮崎県

○補助事業者が都道府県の場合における進達文書の提出は、進達文書作成の作業が増え負担である。交付申請を行うにあたり都道府県として検査をしているため、省略しても差し支えないと考える。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4(4)「補助事業者は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県知事又は都道府県教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達する」とある。

趣旨では「補助事業者が都道府県である場合、都道府県としての審査が行われていることは明らか」との指摘であるが、申請書によって審査が行われていると確認することは出来ないため、別途審査が行われていることを明示する必要がある。申請と審査は全く異なる行為であり、実施要領では審査の実施について明記している以上、申請に当たっては審査を行う必要があり例外規定も設けていないため、「事業の内容を審査の上、意見を付して進達する」必要が生じる。

なお、都道府県の審査では、補助金の交付を求める事業が法令及び予算に定める適格性を持っているか、補助事業の目的及び内容が適正であって、経費の配分、使用方法、事業の遂行計画が効率的であるかどうか等について留意をする必要があり、これは都道府県が自ら実施する事業においても当然担保される必要があり、同様に示す必要がある。

よって、当該提案については受け入れられない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	254	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築

提案団体

奈良県、青森県、福島県

制度の所管・関係府省

警察庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類(以下「銃砲刀剣類」という。)の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。

具体的な支障事例

銃砲刀剣類の所有者が住所を変更した場合や所有者の変更を行った場合、所有者は登録証を交付した都道府県教育委員会又は都道府県知事(以下「都道府県」という。)に届け出る必要があるが、特に都道府県をまたがってこれらの変更が行われた場合の手続きが煩雑であり、対応に苦慮している。
登録証の再交付手続きにおいても、登録審査会で現物確認審査したものが登録原票と一致しなかった場合、当該銃砲刀剣類のデータをすべての都道府県に送付し、一致するものがないか照会を行う必要があるなど、全国の都道府県職員に事務負担が生じているだけでなく、照会手続きに相当の時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一的なシステムが構築され、オンラインで手続きが完結することで、登録手続きに係る事務の効率化が図られるとともに、迅速な手続きが可能となる。

根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第 15 条、第 16 条、第 17 条
銃砲刀剣類登録規則第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県

○明確な特徴のある銃砲刀剣でない限り、全国照会によって一致する登録が見つかるケースは稀であるが、文化庁により照会の手続が定められており、照会する都道府県・照会を受ける都道府県ともに事務量の負担が大

きく、対応に相当の時間を要している。また、行政上の照会手続等のために、当該銃砲刀剣の所有者である県民を一定期間待たせることとなり、県民にも不利益が生じている状況が認められる。

○銃砲刀剣類の登録手続き(新規・所有者変更等)に係る事務処理軽減が必要。

○各都道府県への現物確認の依頼手続きにかかる時間短縮や簡略化が可能となる。

各府省からの第1次回答

銃砲刀剣類の登録制度の創設以来、登録の手続き等については国において法令によって規定しているが、その事務は都道府県に委任されているところであり、登録を行う主体は都道府県の教育委員会等となっている。地方分権の理念に従い、文化財保護行政についても地方への権限の委譲を推進しているところ、国においては最小限の登録手続きについて規定したうえで、実際の登録事務については各都道府県における裁量を大きく認めてきたところである。そのため、現状として、各都道府県における登録状況について、国は年度ごとに登録件数のみ報告を受けているに過ぎず、登録情報のデータベース化も含めた情報の管理は各都道府県において実施されていると承知している。

提案のあったシステムの構築のためには国が各都道府県における登録情報を網羅的に把握する必要があることや、各都道府県における登録事務の裁量を制限することは地方分権の理念に逆行しかねないと考えるが、「具体的な支障事例」に記載のある状況の解消のための方策について、国においても引き続き検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	265	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。

具体的な支障事例

事業参加者が配置後に中途退職した場合、可能な限り通年で補充対応できるようにするといった運用改善がされているものの、実際には補欠者がいないなどの理由により、補充されないケースが生じている。後任者が速やかに補充されない場合、学校の教育計画や授業プログラムを大幅に変更するなど、子どもたちの外国語や文化の学習機会が損なわれており、自治体においても国際交流イベント等の円滑な運営に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中途退職が生じた場合や補欠者がいない場合であっても、早期来日が可能となるような調整や配置対応といった補充措置を講じることにより、任用団体における教育機会の確保につながる。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、「平成 24 年度 JET プログラムの運用改善について（通知）」（平成 23 年 10 月 20 日総行国第 314 号、外広文人合第 1028 号及び 23 初国教第 171 号）、「平成 25 年度語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）の運用改善等について（通知）」（平成 24 年 9 月 21 日、総行国第 366 号、外報文人合第 1039 号及び 24 初国教第 109 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、大分市、沖縄県

○JET プログラムによって招致した国際交流員を県内学校に派遣しているが、学校によっては半年以上先の派遣授業が決まっているため、中途退職による補充者がいない場合、代替授業を準備する必要があり、学校・自

治体の双方に負担が生じる。

各府省からの第１次回答

【総務省、外務省、厚生労働省】

JET プログラム参加者が中途退職した場合、当期において来日可能な補欠者を随時あっせんしている。

これまで中途退職による欠員が生じた任用団体より、中途退職と補充要望に関する届出は別々に提出を受けていたが、今年度より提出を同時に受けることで、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	266	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

語学指導等を行う外国青年招致事業における4月来日者のあっせん通知及び連絡解禁時期の早期化

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

4月来日者については、あっせん通知（2月下旬）から参加者への連絡解禁（3月上旬）、参加者の来日（4月上旬）までの期間が非常に短いことから、4月上旬の受入れに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

任用団体への通知から任用行為までの期間を十分に設けることで、参加者の受け入れ準備をより円滑に行うことが可能となり、参加者への要望確認や連絡調整等より丁寧な事前対応を行うことで、受入に万全を期することができる。さらに、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待される。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）に係る4月来日者のあっせんについて（通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、沖縄県

○当県では、JET プログラム参加者の住居や生活用品等について、前任者から引き継ぐことも多く、連絡解禁日が遅いことで引継ぎの意向確認ができず、前任者の退去準備にも支障をきたしている。（状況によっては、物品の処分も必要になる。）
また、3月～4月は新年度の切り替えタイミングでもあり、担当者の引継ぎ準備と来日準備が重なり、十分な受入れ準備ができない可能性もある。

○新規来日 JET 参加者の住宅手配等の準備期間が短く対応に苦慮しているため、あっせん通知をより早くしていただければ、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待されと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、外務省、厚生労働省】

前提として、参加者募集は、夏の来日に間に合うスケジュールで作業を行っている。春来日は、中途退職者の補充など、例外的に行っている措置である。現在、以下のスケジュールで作業を行っている。

英語圏の外国語指導助手 (ALT) 及び国際交流員 (CIR) については、例年 9 月から各国で募集開始し、1 月から 2 月上旬にかけ在外公館が書類 (一次) 及び面接 (二次) による選考を実施し、2 月中旬までに推薦者を取りまとめて報告を行っている。募集・選考作業は、全体の 9 割超を占める夏来日を念頭に実施しており、例外的に対応している 4 月来日に合わせて、全体の作業日程をこれ以上前倒しすることは、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。

配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、1 月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、任用団体は予算確保の見通しが立てられないこととなるため、要望調査の期間短縮は困難である。

また、外務省から自治体国際化協会への推薦者リストの送付後は、約 10 日程度であっせん作業を行っており、これ以上の作業短縮は、困難である。

以上より、スケジュールの見直し (前倒し) について、現時点での対応は困難である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	269	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

保育施設に関しては、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成31年3月29日事務連絡）等において、土曜日・お盆・年末年始等の利用児童が少ないときには、近隣の保育施設が連携し、1箇所の保育施設で共同保育することが認められている。この場合、1箇所の保育施設で実施した場合であっても、各保育施設で実施したものと取り扱われる。

一方、幼稚園に関しては、長期休暇中に預かり保育を実施する際に、近隣の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育が可能であるかについては、示されていない。公立幼稚園については、地域における幼児教育環境の維持のため、過疎化が進む地域等でも運営を行っているが、園児数の減少が著しい。そのため、預かり保育についても、多くの日でごく少人数で行っているが、預かり保育を実施するには各園で最低2人以上の職員の配置が必要とされるため、預かり保育の事業の維持継続が困難になりつつある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園が長期休暇中に実施する預かり保育は、保育時間が朝から夕方までの長時間に及ぶ。しかし、個々の幼稚園ではいずれも預かり保育の利用者が少ないため、こども同士の交流を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

こどもにとっては、保育時間が長い長期休暇中の預かり保育であっても、共同保育により一定の集団の中で生活することで、他のこどもと関わる機会が持てることになり、こどもの成長につなげることができる。また、公立幼稚園の運営主体である地方公共団体にとっても、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことで、預かり保育を提供する職員体制が取りやすくなり、サービスの維持継続が可能となるだけでなく、預かり保育の実施日数を増やして保護者の利便性の向上につなげることができる。

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号）
児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号
子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、小牧市

—

各府省からの第１次回答

預かり保育をはじめとした教育課程に係る教育時間の終了後や長期休業期間中等に行う教育活動の実施にあたり、複数の施設が連携して1つの園で共同保育を行うことも、法令上は妨げられておりません。

ただし、幼稚園教育要領においては、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の実施にあたり、教育課程に基づく活動を考慮するとともに、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること等が示されています。

よって、複数の施設が連携して1つの園で教育時間の終了後等に共同保育を行う場合も、他施設に通っている幼児と交流する活動の一環として考えていただくとともに、各園の担当者が幼児の活動内容や健康状態等についてお互いに引継ぎを行うなど、緊密な連携を図っていただくようお願いします。

なお、1か所の公立幼稚園において、長期休業日、休日を含め、在籍園児とともに他園の園児を非在園児として預かる場合においては、一時預かり事業の対象とすることができる場合もあります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	304	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限の見直し

提案団体

島根県、三重県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文部科学省が通知する特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限について見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

都道府県から国への実績報告については、「特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」により、負担（補助）事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金等の交付の決定をした年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとなっている。

しかしながら、実際は文部科学省からの連絡により、実績報告書の提出期限が定められており、その提出期限が4月の早い時期（参考：令和5年度は令和6年4月3日提出締切）となっていることから、年度末から年度始めの極めて短期間で、各学校での取りまとめや都道府県教育委員会での集計作業を行わなければならない、職員にとって大きな負担となっている。4カ所の分教室を持つ学校の例によると、実績払とされている費目については、終業式（3月 25 日頃）分の請求明細を待って集計するため、当該学校では県への提出までの一週間、正規職員2名、会計年度任用職員1名、人材派遣1名の4名が専ら実績報告書の業務を行っている。また、当県教育委員会では、文部科学省への提出締切に合わせ県内 12 校の集計業務に、正規職員1名と会計年度任用職員1名が2日かけて事務を行っている。

【支障の解決策】

実績報告の提出期限について、現行から後ろ倒しするよう見直していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理に要する時間が確保され、内容の精査に時間をかけることができ、正確性の向上に繋がる。
また、職員の事務負担の軽減及び時間外勤務の削減に繋がる。

根拠法令等

特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、栃木県、足利市、高崎市、川崎市、滋賀県、大阪府、兵庫県、熊本市、沖縄県

○提案団体同様、県教育委員会での集計作業を短期間で行わなければならない、職員にとって大きな負担となっている。

○転籍等で追加の支給になる場合等に、4月初めの実績報告だと漏れが発生してしまう恐れがあるため、実績報告を後ろ倒しにするという案に賛同する。

○実績に計上する経費のうち、一部の経費が実績報告に反映できない。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費の実績報告については、文部科学省において、各都道府県より提出された実績報告の内容確認及び修正に時間を要することを踏まえ、例年期限を設定している。

例年提出期限後に、提出された内容に対して各都道府県と確認及び修正に係るやり取りを行う必要があることから、実績報告の提出期限を後ろ倒しした場合、当該補助金の額の確定通知の発出も後ろ倒しとなることが想定される。

都道府県においては、文部科学省より発出する当該補助金の額の確定通知をもって出納整理に係る作業を行う必要があることから、当該通知の発出が遅れた場合、各自治体での作業に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、実績報告の提出期限を後ろ倒しとした場合の影響について、各自治体への実態把握も行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	308	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

公立高等学校における高等学校産業教育施設台帳の整備事務の廃止

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校産業教育施設台帳について、公立高等学校を台帳整備の対象から除外し、台帳の作成及び報告に係る事務を削減するよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

学校教育設備整備費等補助金（旧産業教育振興費国庫補助金）を活用して整備された学校教育設備（高等学校産業教育設備）について、高等学校は高等学校産業教育設備台帳（以下「台帳」という。）を作成及び保管し、毎年度都道府県教育委員会に報告をすることとされている。この台帳は、現有状況や投資状況、補助対象か否かなどを整理する様式となっており、その多くの項目は次年度以降の補助申請を想定したものと考えられる。平成15年度の学校教育設備整備費等補助金交付要綱改正により、公立高等学校が補助対象外となったが、それ以前に設備を整備した高等学校は、台帳の作成及び教育委員会への報告を現在も継続しており、台帳整備の趣旨を鑑みると、必要性の低い事務が継続していると考ええる。具体的には、台帳作成に当たって必要となる基準金額、現有金額（現有率）及び投資金額の算出、毎年の作業依頼などが負担となっている。また、高等学校産業教育設備台帳実施要綱において別途通知すると規定されている台帳の保存期間の通知が発出されておらず、台帳の保管業務も負担となっている。

【支障の解決策】

公立高等学校については、台帳整備の対象から除外し、各高等学校の台帳作成及び都道府県教育委員会への毎年の報告に係る事務を削減していただきたい。
それが困難である場合、公立高等学校においても現行様式における台帳の整備が必要である法令上の根拠を示すとともに、台帳の保存期間を通知していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県教育委員会及び公立高等学校事務における台帳作成及び保管の業務負担の削減につながる。

根拠法令等

学校教育設備整備費等補助金交付要綱（旧「産業教育振興費国庫補助金交付要綱」）、高等学校産業教育設

備台帳実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県

○既に公立高等学校が学校教育設備整備費等補助金の補助対象外であり、台帳を整備する目的が希薄になっていると考えられるため。また、台帳の作成に当たり、学校及び各教育局における作業量が多く、業務を担当する職員の負担となっているため。

各府省からの第１次回答

高等学校産業教育設備台帳等については、産業教育振興法に基づく国庫補助事業の適切な執行に資するため、補助対象施設・設備等の整理を行うものである。

他方で、現在では公立学校における産業教育設備整備については地方交付税措置が講じられているところ、産業教育の振興の観点から、各高等学校において関係法令を踏まえた整備がなされているか、設備整備の状況を把握するために当該台帳を用いている自治体もあるほか、財産処分を行う際の根拠資料として用いる場合もある。

これらの状況と各自治体の状況を踏まえ、高等学校産業教育設備台帳等の取扱いを検討し、令和7年度中に整理を行う。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	309	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

補習のための指導員等派遣事業について、義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師がスクール・サポート・スタッフ等を兼務することの取扱いについての明確化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師について、非常勤講師としての任用期間内にスポーツ庁が制度を所管する小中学校の部活動指導員として任用されることは可能となっているが、文部科学省所管の「補習のための指導員等派遣事業」による教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ。以下「SSS」という。）や副校長・教頭マネジメント支援員として任用することに関する取扱いが明確ではない（その一切が不可であるのか、厳格な経費区分ができていれば可であるのかが不明確）。
そのため、例えば中山間地域など地域人材が潤沢でない地域では、SSS を十分に確保することが難しく、教員の負担軽減に繋がっていない。

【支障の解決策】
勤務時間の管理及び報酬の経理を厳格に行うことを前提とした上で、義務教育費国庫負担金制度を活用している非常勤講師であっても、補習のための指導員等派遣事業の補助金の対象とできる旨を要領、Q&A 等で明示していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、適切な人材確保ができず配置できていない SSS について、配置が可能となり、教員の負担軽減につながる。

根拠法令等

補習等のための指導員等派遣実施要領（平成 25 年3月 25 日初等中等教育局長決定）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、静岡県、熊本市

—

各府省からの第１次回答

義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師に、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねさせることについては、これまでも、ご指摘のようにそれぞれの職務に従事する勤務時間が重ならないよう適切に任用し、その給与について当該国庫負担金と当該補助金の重複支給とならないよう厳格な経費区分ができる場合については可能としている。こうした運用が明確となるよう、本年度中に、都道府県・政令市教育委員会の担当者に提供している、当該補助金の執行等に係る文書の記載内容を見直してまいる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	343	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第23条第1項に規定される教育委員会の職務権限の特例に、博物館法で規定する博物館登録事務を加えるよう規定の見直しを求める。

具体的な支障事例

地教行法第23条第1項では、教育委員会の職務権限に規定されている業務のうち、特例として地方公共団体の長が管理及び執行することとできる事務を規定している。

当県では、令和5年度に、地教行法第23条第1項に基づき文化財行政を知事部局に移管し、既に知事部局に移管していた文化行政と一体的に推進するため、条例や規則等の所要の改正を行ったが、この際、特例として認められていない博物館登録事務も移管できるものと考え改正を行い、後に知事部局へ補助執行するよう訂正する事態が生じた。

現状、文化財の保護に関する事務を知事部局に移管した都道府県のうち、博物館登録事務を知事部局に補助執行または事務委任している都道府県が4割程度で存在し、博物館登録事務と文化財の保護に関する事務が関連すると整理している自治体が一定数あると考える。

このため、地教行法第23条第1項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することが適当と考える。

なお、博物館法に関する事務のうち、都道府県営施設に係る事務は地教行法第23条第1項により知事部局に移管できるが、市町村や民間等の都道府県営施設以外に係る事務は移管できないものとなっており、法解釈が複雑である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

博物館法に基づく事務すべてを知事部局に移管し、同一部署で所管することが可能となる。

法令解釈が明確となり、地教行法第23条第1項による知事部局への移管における法規関係事務の効率化につながる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、博物館法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

○当県においては、法令に「移管できる」規定を追加することについて支障はない。

各府省からの第１次回答

博物館の登録は、登録事務のみならず、登録の基準の制定、運営の状況に関する報告、是正に向けた勧告・命令、登録の取消し等を含む博物館行政の一部として行われるものであり、文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるとともに、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。また、博物館登録事務を文化行政と一体的に推進することについては、登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。以上により、地教行法第 23 条第 1 項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することは適切ではない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	364	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

災害時情報共有システムの対象施設の拡大

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

災害時の情報収集について、保育所や認定こども園（幼稚園型を含む）、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。

具体的な支障事例

- ①県や市町村では、保育所や幼稚園を同一の部署で所管している場合もあり、施設ごとに報告方法が異なるのは、職員の混乱を招く。
- ②災害時情報共有システムでは、施設が被災状況を入力すると、市町村、県、国の3者が災害状況をすぐに把握できるが、幼稚園の場合は園→市町村→県→国と順にメール等で報告していくため、被災状況の把握に時間を要する。また、職員の報告に要する事務作業が発生する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園や保育所、認定こども園等園の形態に関わらず統一した報告方法となることで、災害時情報共有システムの利便性がより高まり、災害情報の迅速な収集及び事務効率化を図ることができる。

根拠法令等

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年 11 月6日付こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県

- 災害発生時に災害対応機関が横断的に共有すべき災害情報を共有のシステムで集約することにより、被災状況等を早期に把握することができる。
- 提案団体同様、幼稚園についての災害時の被害報告については、メールで照会を行っている現状あり。

各府省からの第 1 次回答

【こども家庭庁】【文部科学省】

文部科学省では、災害発生後、都道府県等から幼稚園を始めとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校、社会教育施設、社会体育施設等の文教施設に関する人的及び物的被害状況について情報収集を行っている。また、災害規模等に応じて、これら文教施設について追加の情報収集や情報の精度向上のため、同時かつ同じ手法により情報収集に努めているところである。

このような中で、幼稚園のみを独立行政法人福祉医療機構（厚生労働省とこども家庭庁の共管）が運営する災害時情報共有システムで情報収集することは、文部科学省が文教施設全体について迅速に情報をとりまとめる中においては情報の内容、精度に差が出てくるおそれがある。加えて、災害時の幼稚園にかかる被害情報収集を独立行政法人福祉医療機構に委託するには、新たに発生する費用の確保が必要になること、自治体側においても教育委員会が新たに福祉担当部署等との業務調整が必要となる場合が考えられることなど、慎重な検討が必要である。

このことから、幼稚園については文教施設の一つとして、従前どおり文部科学省が行う文教施設の情報収集の中で行う必要があると考えている。

なお、幼稚園を含む学校にかかる災害時の被害情報収集の方法については、既存の文部科学省 WEB 調査システムの活用も含め、引き続き見直しを行い、今後とも自治体の負担軽減に向けて検討していく予定である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	365	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県経由事務の廃止

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)で実施する事業について、「私立幼稚園施設整備費」同様、国から事業者への直接補助とすることを求める。
※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求めており、事務処理及び会計処理は引き続き都道府県が担うことを想定し、都道府県の関与なく事業実施を求めるものではない。

具体的な支障事例

文部科学省が所管している教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)は国1/2、事業者1/2で、県負担はないものの、教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条により交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」とされていることから、都道府県を通じて事業者に補助する仕組み(間接補助)となっており、予算上国費の受入れをしなければならない。
※同様のスキームで市町村への間接補助となっていた「認定こども園施設整備交付金」については「保育所等整備交付金」と一本化され、現在は市町村への直接補助となっている。
そのため、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。また、国費が事業者に対する間接補助となるため、年度末の国からの交付決定を受け、年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。加えて、地方自治体では、担い手不足等の人材面の課題を抱えている一方、災害対策やデジタル化の進行など、期待される役割や行政サービスの在り方が複雑化・多様化している。こうした状況を踏まえ、地方自治体ではより一層の事務負担軽減、効率化が求められているところであるが、当該業務は必要性が乏しいにもかかわらず、事務負担が大きいことから、他の必要性が高い業務に割く人手や時間を奪っており、延いては事務の円滑化・住民サービス向上への大きな支障となっている。

【令和6年度の該当件数】

- (1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備: 58 件
- (2) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援: 2 件
- (3) 認定こども園等の業務体制への支援: 0 件
- (4) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援: 38 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県における予算編成、支払い事務が不要となり大幅に業務負担等が軽減される。また、県の予算規模、予算編成のタイミングにかかわらず、事業者に対し必要な額を措置することができる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第3条、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領別紙1、別紙2、別紙3、別紙4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、大阪府

○当県においても翌年度の活用希望の確認や予算計上に係る事務及び国の要綱要領に合わせた県要綱の改正に係る事務等の負担が大きいと感じる。

【令和6年度の該当件数】

- （1）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備：18 件
- （2）認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援：3件
- （3）認定こども園等の業務体制への支援：0件
- （4）幼児教育の質の向上のための ICT 化支援：38 件

各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は教育基本法第11条の規定に基づき、幼稚園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施する場合に、国がその経費を補助する事業である。そのため、都道府県事業に要する経費は当該都道府県において予算計上するものとする。また、現在、都道府県は、地域や事業者の実情に応じて、補助金を交付する裁量を有しており、仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性がある。

なお、「具体的な支障事例」として記載されている「年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。」という点については、自治体から詳細の状況を聴取した上で、改善策について検討したいと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	377	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

市街地再開発事業における公募によらない特定建築者の対象の拡充

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当市が施行中の市街地再開発事業において、当市が設置する公立大学法人（以下、「A 大学」という。）の医学部附属病院（以下、「B 病院」）の整備に向けて検討を進めるという方針が決定したため、その事業スキームを検討しているところである。

当市では、これまで A 大学が直接、病院整備を行ってきた。そのため、今回の市街地再開発事業においては同大学を公募によらず特定建築者として選定し、整備を進めていきたいが、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定により、現状では同大学を公募によらず特定建築者に選定できない状態となっている。

特定建築者を公募とした場合、B 病院以外の病院が応募できることとなり、地域からの要望や当市の方針に沿わない病院整備が行われる可能性があるため、B 病院を整備するためには、当市が特定建築者とならざるを得ない。

また、当市が特定建築者として病院を整備する場合、A 大学との連携・協力が必要となるが、別組織であるため指揮命令系統が異なることから組織体制を見直す必要があるのに加え、病院整備・運営に関するノウハウは同大学に比べ乏しいことから、同大学が直接整備するよりコストや時間を要する可能性が極めて高い。

都市再開発法第 99 条の 3 第 1 項の趣旨として、逐条解説によれば、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合は、これらの公益的性格等に鑑み、公募によらずともよいこととされており、A 大学はこれらと同様に公益的性格を有する法人（地方独立行政法人法第 2 条）であることから、法の趣旨にも合致するものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和 6 年 9 月 2 日に現在 B 病院がある区の公職者連絡会から市長あてに、B 病院が老朽化していることから、当市が施行中の市街地再開発事業の事業用地への移転改築に向けた検討を進めるよう要望されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで同様、A 大学が病院整備を行うことができるようになり、利用する医療従事者の意見を最大限反映した使いやすい医療施設を整備することが可能となる。

医療従事者にとって使いやすい医療施設となることは、より適切な医療の提供につながり、市民に対して安心・安全な医療を提供することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 99 条の 3、都市開発施行令第 40 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

提案内容を踏まえ、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討を行うこととしたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	380	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

学校基本調査規則によって調査した数値に係る調査票情報の二次利用申請を不要とすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

普通交付税算定業務において基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしているが、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、当該事由による申請は不要となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしている。

【支障事例・制度改正の必要性】
当該申請は3年に1回行う必要があることに加え、成果報告を毎年行う必要があり、事務作業に時間を要している。

【支障の解決策】
普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値については、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、調査票情報の二次利用申請を不要とするなどの制度改正をすることで支障が解決すると考える。
また、総務省が直接文部科学省から数値を入手できるような仕組みを整えることで、地方自治体の事務負担を軽減できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改正により、地方自治体の事務負担を大幅に軽減できると考える。

根拠法令等

統計法第 33 条、統計法第 33 条の運用に関する事務処理要綱（文部科学省）、普通交付税に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、浜松市、熊本市

○普通交付税算定時における他の調査時では発生しない、申請・変更の報告及び成果報告の事務作業が学校基本調査時では発生しており、事務負担が生じている。

各府省からの第１次回答

現状、文部科学省の二次利用申請については、総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成した「統計法 33 条の運用に関する事務処理要綱」により運用している。今般、地方自治体より当該事務に係る負担軽減の要望があったことから、「地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出」を目的とした学校基本調査に係る調査票情報の二次利用申請については、申請手続きの簡略化を検討し、二次利用申請の事務負担の軽減に向けた具体的な運用等について、統計制度を所管する総務省と協議する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	383	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する。

具体的な支障事例

○指定都市教育委員会は、優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したい場合、特別免許状及び臨時免許状（以下「特別免許状等」という。）を授与する権限がないため、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。県教育委員会ではこの申請処理にかかる標準事務時間数を135日としており、申請してから任用まで時間を有するため、優秀な人材を適切なタイミングで任用することが難しくなることが想定される。

○また、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認め、授与申請する際に、県教育委員会における免許状授与の要件に合致しなかった場合は、その者に対して免許状を授与できない場合がある。

○（特別免許状のさらなる活用促進）各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決の手立ての一つとして、構造改革特別区法第19条の規定や自治体間での調整により行うのではなく自治体内でのみ効力を有する教員免許の授与に係る事務の権限移譲を活用することもできる。

○令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の担い手確保に向けた取り組みを加速すべき。」との意見が出されており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となっており、特別免許状の活用促進はその解決の一助となると考える。

○令和6年12月25日には「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」中央教育審議会に諮問が行われた。多様な専門性を有する社会人が教職へ参入しやすくなるような制度として本提案の採択により、多様な専門性の確保、地域に求められる教師人材の確保の手立てとして活用できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○経験豊富で能力のある方を学校が発掘をしてゲストティーチャーとして授業をT2としてお願いしたら、「教員免許のない方が授業するのは不安」という地域の声が上がリ、依頼を断念したことがあった。

○任命権者である指定都市教育委員会が優秀な人材を発掘しても「免許がないから単発のゲストティーチャーとしてでしか関わるできない」という声もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○権限移譲により、教員採用試験において専門性の高いことから人材確保が難しい理科、技術科、情報科、工業科などを担当することができる優秀な人材を確保することができること、将来的に教員不足解消の手立ての一つとして活用することが可能となる。

○様々な経験（海外赴任経験者、起業家、最先端の研究者など）をしたエキスパートも任用することができ、当市が目指すラーニングダイバシティの実現につながる。

○当市で力を入れているキャリア教育の推進においては、各学校園がゲストティチャーを招き実践を行っているが、権限移譲により、特別

根拠法令等

教育職員免許法第4条及び第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市へ一括委譲する場合、特別免許状及び臨時免許状の授与に係る事務のみならず、教育職員免許法に規定された免許事務である教育職員検定の実施、原簿への登録、失効・取上げ時の官報公告等や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定された免許事務である特定免許状失効者等に対する再授与審査会の実施、特定免許状失効者等の情報のデータベースへの登録等の様々な事務も実施する必要がある。

また、特別免許状については、市町村教育委員会においても、教育上の特別の事情等があり市町村においてその給与等を負担する場合には、構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となる。ところ、平成26年に開催された「評価・調査委員会 教育部会（第24回）」では、本特区の認定を受けた複数の認定地方公共団体において、教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なまま授与が行われた事例が確認されたことにより、「全国展開は困難である」との評価がなされたことを踏まえると、指定都市において適切な免許状授与のための事務体制が整備されることが重要である。

そのため、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市に一括委譲するにあたっては、このことについての全ての指定都市での合意と、上述の教育職員免許法等で定める免許事務の内容も踏まえた適切な免許授与のための事務体制を全ての指定都市で整えることが不可欠であると考えている。

なお、前提として、特別免許状は、学校教育の多様化や活性化を図るため、教員免許を持たない社会人等に対し、教科に関する専門的な知識経験や技能を評価して授与することができる免許状であり、臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、それぞれの制度趣旨は異なる。ところ、上述のとおり特別免許状については、構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となるため、仮に20指定都市での合意が得られない場合でも、指定都市として独自に優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したいということであれば、他の指定都市と同様、まずは本特区への申請を検討いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	384	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

高等学校教育において病気療養等に限らずオンデマンド等の「同時かつ双方向ではない」方式による遠隔授業を認めること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校教育における遠隔授業について、現状は「同時かつ双方向」に行うことを原則としており、病気療養中等の生徒に対する授業にのみ「同時かつ双方向であることを要しない」ものとしてオンデマンド型の授業の実施も可能としている。病気療養等に限らず、生徒の多様な選択肢の確保、学習機会の充実のために、教育上有効な場合はオンデマンド型等による「同時かつ双方向ではない」遠隔授業の方法も認めるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

当市では、「学校の枠を越えた学び」の取組を進め、生徒が興味のある授業、自分の将来のために受けてみたい授業等を他校の授業であっても受講し、単位修得につなげることができる環境の構築を目指している。現在、市立高校が14校あり、普通科、工業科、商業科、総合学科、定時制をはじめ、多様な校種・学科となっており、各学校のカリキュラムもそれぞれ特色を活かし独自に組まれている。1日の時限数や1時限あたりの時間も様々であり、遠隔教育のためのネットワーク環境等を整備しても、生徒は自校のカリキュラムとタイミングの合う授業しか選択できないなど、学びの機会を拡大する選択肢が限られてくる。したがって、生徒の学習環境を構築する上で制約になってくる。今後、遠隔教育を拡大しながら、学科やカリキュラムの近い学校間で授業時間の調整を図ることなども検討したいと考えているが、オンデマンド等の同時双方向ではない手法も活用することより、柔軟で生徒のニーズを捉えた施策の検討ができると考えている。また、校長の裁量で単位認定可能な36単位を、同時かつ双方向の遠隔授業ですべて実施することは困難であり、学校や生徒の状況に応じた柔軟な教育の展開の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「同時かつ双方向」に限定されないオンデマンド授業等の活用により、授業時間の異なる高等学校間の連携の幅が広がり、より柔軟かつ個に応じた、学校の枠を越えた学びが可能となり、生徒の学習機会や進路実現のための選択肢が拡大する。

根拠法令等

学校教育法施行規則第 88 条の 3、平成 27 年文部科学省告示第 92 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、岡山県、熊本市

○自校の授業時間にとらわれず学校間連携等により他校や他学科の授業の履修が可能になることで、学習機会の多様化や学校の特色化につながる可能性もある。

各府省からの第 1 次回答

高校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であること、十分なサポート体制を得にくいことも考えられることから、オンデマンド型の授業の更なる対象範囲の適用については慎重な検討が必要である。また、病気療養中等の生徒がメディアを利用して授業を実施する場合でも、同時双方向型の授業が原則であり、オンデマンド型の授業を行う際は、相談体制の整備や学習評価の工夫等の留意事項を踏まえた対応を前提としている中で、広く一般にオンデマンド型の授業を認めることは、生徒の学習の質の確保の点からも慎重な検討が必要である。なお、学校間連携の仕組みを用いて、例えば、他の通信制高校の授業（オンデマンド型の学習を可能とする通信教育）を履修することは可能である。また、支障事例としてあげられている「授業時間が異なること」については、現在弊省において、遠隔授業の実証研究（各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業）に取り組んでいるところであり、課題解決に向けた取組を研究してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	385	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

中学校1、2年の保健体育科における水泳実技指導の必修規定の緩和

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

中学校の保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については、中学校の全学年において学校の事情に応じた選択制とすること。

具体的な支障事例

【現状】

- ①近年の夏季の気温上昇により熱中症のリスクの高まりからプール授業を中止することが増え、指導時間の確保が難しくなっている。
- ②水泳時に肌や体型を人に見せることへの抵抗感など生徒の心情、プライバシーに対する配慮の必要性が高まっている。
- ③当市小・中学校は379校すべてにプールが設置されているが、夏季のみの使用に対して維持管理・補修・更新に要する人的、財政的負担が極めて大きい。

【規定緩和の必要性】

当市では、当市中学生の約6%にあたる3,000人程度の生徒が毎回プール授業を見学していると想定され、運動機会の公平な確保の観点からも対策が必要な状況である。また、全国的に見ても中学校プールの設置率は65%となっており、プールが設置されていない学校のうち相当数が「水泳事故防止に関する心得」のみ履修しているものと思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校の実情に応じて、水泳実技の授業を例えば生徒自らが選択する運動単元に振り替えることにより、運動への意欲喚起、より主体的な学びが期待でき、当市が取り組んでいる子ども中心の学びにつなげることができる。また、学校の実情に応じて水泳実技の廃止も可能となれば、老朽化したプールの維持管理・補修・更新にかかる人的、財政的負担を削減することもできる。

根拠法令等

中学校学習指導要領（平成29年告示）p125、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編p118

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、知立市、滋賀県、城陽市

○小学校においても同様な課題を抱えている。

○熱中症のリスク、心と体の性認識のギャップに対する配慮の必要性があること、また、プールは夏季のみの使用に対して維持管理・補修・更新に要する人的、財政的な負担が大きい。

○当県においては、市町立の小・中学校のうち、10市町・25校において水泳の授業を校外施設で実施している状況にある。これは、自校プールの老朽化により使用できない、そもそもプール施設が設置されていない、プール維持管理費が高額であるといった理由によるものであり、地域によって学校の状況は大きく異なっている。こうした中、中学校保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については学校の事情に応じた選択制とする制度改正が進められることは、地域の実情に即した柔軟な教育活動を可能とするものであり、大変有意義であると考えている。

○県内の一部自治体において、健康面への配慮、施設の状況などから、令和7年度から中学校のプール授業を中止した事例がある。当該自治体において、学習指導要領に則り、9年間の教育課程の系統性を見据え、独自のプログラムを作成し、発達段階に応じた適切な指導を行うこととしている。

各府省からの第1次回答

国土を海に囲まれ、河川も多い我が国は、過去に水難事故によって多くの子供たちが犠牲となった歴史的経緯があります。このため、子供たちがこうした事故の犠牲者とならぬよう、水の中で運動する経験を通して水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付けることは、水難事故防止の観点からも重要であり、子供たちに発達段階に応じた水泳の実技指導の機会を確保することは必要であると考えています。

一方で、各学校設置者においては、学校プールの老朽化等に伴い、水泳授業の在り方について、学校外の施設の利用も含めた様々な検討や工夫をいただいていることは承知しています。

文部科学省では、学校プールの管理業務の外部委託や、学校プールの集約化・共同利用、公営・民営のプールを活用した事例を集めた事例集等を作成し紹介しているほか、学校施設環境改善交付金において学校プールを新改築する際の経費の一部を補助しているところです。

各学校設置者において、地域の実情も踏まえつつ、子供たちの水泳の学習機会が適切に確保いただけるよう、こうした事例等の更なる周知、活用を図ってまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	386	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官宛ての届出を廃止し、都道府県又は市等への届出にすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

登録記念物の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。
また、同様に登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県、指定都市又は中核市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。

具体的な支障事例

文化財としては上位に位置づけられる史跡名勝天然記念物については、現状変更許可申請のうち、軽微な案件については許可権限が都道府県又は市に与えられており、書類提出前の事前調整期間は必要であるものの、許可申請書の提出後は市教育委員会内での決裁で許可を出すことができるため、1週間かからずに許可を出すことが可能である。
一方で、文化財としては史跡名勝天然記念物の下位に位置づけられている登録記念物については、軽微な案件についても、30日前までに文化庁長官への届出が必要となっている。そのため、登録記念物の場合、仮設フェンスの設置や短期的なイベントのための仮設テント設置など、軽微な現状変更にも関わらず、30日前までに文化庁との内容調整をした上での届出となることから、工事着手までに時間を要するものとなっており、柔軟な対応ができず支障になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

軽微な現状変更届について、事務手続期間の短縮が見込まれ、柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

文化財保護法第64条、第133条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、横浜市、奈良県、高松市、熊本市、沖縄県

○専門職員が在席していないため、軽微等の判断が難しいことからルール(例)を定めていただきたい。
○当市には現在登録記念物は存在しないため、支障事例はないが、将来登録記念物が登録された場合、提案と同様の支障が発生することが見込まれる。

各府省からの第1次回答

登録文化財(建造物)の現状変更では、「軽微なもの」は「維持の措置」に当たるとみられ、現状変更の届出は不要である。文化庁HP掲載「登録有形文化財(建造物)の手引2(登録後の各種届出)」(令和7年2月改訂)では、詳しくイラストを掲載し、「維持の措置」について解説しているので、これを参照いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	388	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の要件緩和

提案団体

指定都市市長会、秋田県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の措置に係る、前倒しで任用した産・育休代替教員に関して、産休取得教員の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができていないとみならずなど、産・育休取得教員の業務を代替している場合は柔軟な運用を認める。

具体的な支障事例

全国的な教員のなり手不足が進む中、年度途中における産・育休代替教員の確保ができずに教員不足が生じる実態を踏まえて、4月から前倒しで産・育休代替教員を任用・配置できるよう、加配事由である少人数指導やチームティーチング（以下「T・T」という。）等に活用することを前提として、前倒し期間分の加配定数を措置する支援がなされている。しかしながら、当該加配定数は、基本的に複数の教員で指導することが前提のため、例えば、前倒し任用期間中に産休取得予定教員が不在となった場合、加配目的に沿った活用ができず、加配定数を活用したことにできない場合が生じる可能性がある。当市のケースでは、加配事由の適用について、前倒し任用期間の全体を通して少人数指導やT・Tを実施する週平均コマ数を独自に設定して加配事由の適用可否を判断しており、当該基準を満たさなかった場合は、加配目的に沿った活用ができなかったものとみなして、加配定数を使わずに返還している。こうした中で、産休取得予定教員が、出産準備や妊娠悪阻などの体調不良等により、産休開始日より前に休暇を取得して不在となることもあり、そのような場合、代替教員が代わりに学級担任等の業務を担ったとしても、当該期間は少人数指導やT・Tとして活用できていないため、前倒し任用期間全体では独自設定した週平均コマ数を下回ってしまい、加配目的に沿った活用ができなかったものとして判断しているため、十分に活用できていない事例が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

より前倒し任用がしやすくなり、年度途中の教員の未充足が改善されることに加え、出産準備や妊娠悪阻などの体調不良等による産休前の休暇取得がしやすい職場環境が生まれることで、正規教員における産・育休取得に伴う心理的不安を払しょくでき、教員の働き方改革の推進にもつながることが期待される。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条、第15条、女子教職員の出産に

際しての補助教職員の確保に関する法律第3条、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条、第6条、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について（令和4年 11 月 1 日付文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、大阪府、高知県、沖縄県

—

各府省からの第 1 次回答

今回提案があった「産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数（以下、産育加配という）」については、公立学校が抱える「教師不足」の改善を図る方策の一環として、令和5年度の加配定数の執行から運用を行っているが、加配定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の関連条項に基づき毎年度の予算の範囲で行うものであり、自ずから法令の趣旨に則った活用が前提とされるものである。

一方、提案自治体は、加配の措置期間中に産休取得予定教員が体調不良などで不在となった場合などにおいて、T・T 等の実施が困難となり、加配定数の趣旨を満たせないために活用が出来ない旨を背景等として記載しているが、産育加配については、これまでも自治体から相談があれば、その内容に応じて柔軟な対応が可能となっている。

例えば、産休予定者が体調不良により前倒して休んだ場合であっても、加配の措置期間全体として、加配の趣旨に沿った活用ができていると評価できる場合には、そのまま加配措置を継続することや、そのように評価できない場合であっても、他の加配目的に振り替えることで引き続き加配措置を行うなど、個別の状況を踏まえつつ、柔軟な対応を行っているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	395	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

区域外就学等の制度の手続きの簡素化

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

二地域居住促進のための「小学校留学」を実現するために、区域外就学等の制度の手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

学校教育法施行令における区域外就学については、「その保護者は、就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。」ことと規定されている。

【支障事例】

現在、当町ほか全国で40以上の自治体が、保育所の一時預かり制度を利用した「保育園留学」を実施している。子ども又はその兄弟姉妹が就学の年齢に達した場合の受入れが困難な事例が発生している。

【制度改正の必要性】

当町では中長期的な関係人口を構築するとともに、二地域居住の促進のための「小学校留学」を実現すべく令和7年度から取り組みを開始するが、手続きの煩雑さによる利用の抑制、また場合によっては子どもが欠席扱いとなることが懸念される。

【支障の解決策】

そこで手続き簡素化のため、「その保護者が、（中略）就学を承諾する権限を有する者（以下「承諾権限者という。）の承諾を得た場合は、承諾権限者はその旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。」と読み替えるなど、二地域居住を促進するための区域外就学の一時的利用（具体的な期間を定めた二地域居住に限定）に係る特例制度の創設を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町においては保育園留学利用者が高い割合で移住を希望しており、「令和6年度新しい生活様式に沿った二地域居住の推進実証調査」を実施した。二地域居住を含めた対応を一元化し、保育園留学利用者の要望を把握している。

現在は2～3週間の利用が主であり、そのリピート希望率は95%に達しているほか、さらに長期利用の希望者も多数の状況である。

その反面、小学校就学以降は具体的障壁として、区域外就学における手続きの煩雑さ、受入側の小学校における体制確保の未整備が課題となり、親子ワーケーションや二地域居住の促進が難しい状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育園留学利用者についてはリピート率が高く、持続的な関係人口構築に成功していることから、その対象を小学生まで広げるによりより長期的な関係人口構築に繋がる。その結果として、地域内消費による経済効果のほか、保育園、小学校の建物としてのリソースが活用できることにより、地域内に保育士及び教員を持続的に配置することが可能となる。

根拠法令等

学校教育法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

義務教育については、憲法に規定する教育を受ける権利を保障するため、憲法、教育基本法、学校教育法に基づき、保護者に対して、子を小学校、中学校等に就学させる義務を課している。その上で、これを担保する観点から、学校教育法施行令において、学齢児童生徒の住所地の市町村が、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、入学期日や就学すべき学校等を保護者に通知することや、保護者が就学義務を怠っていると認められる場合には就学の督促を行うこと等を規定している。

このような住所地の市町村及び保護者の義務の履行に影響を及ぼす学校教育法施行令第9条に定める区域外就学の手続きについては、住所地の市町村及び保護者の間で法的関係を明確にすることが必要であり、第三者を介した手続きとした場合には運用上の混乱が生じる恐れがある。このため、ご提案の通り、保護者からの届出を、就学を承諾する権限を有する者からの通知に代えることについては困難である。

なお、区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月）に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和7年3月に各地方公共団体向けに周知したところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども・子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和7年4月3日第七次改正成事第169号）」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知）」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるところ、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えているが、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

根拠法令等

児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第2号
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月 30 日文部科学省こども家庭庁通知)
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

各府省からの第 1 次回答

一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。

保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみ配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。

なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	398	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

区域外就学制度等の運用改善、又は短期滞在の場合に限定し「体験入学」についても活用可能と明確化すること

提案団体

高島町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

二地域居住やお試し移住を促進し関係人口増加のために、区域外就学制度申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」を活用可能と明確化することについて検討を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

区域外就学制度は、特別な事情がある場合、保護者の申請に基づき、居住地以外の学校への就学を認める制度であり、自治体ごとに「特別な事情」の定義が異なり、申請手続きも教職員に係る負担が大きい。

【支障事例】

当町では地方への人の流れを創出するため、令和4年より多地域就学（具体例：デュアルスクール）の実施を推進しているが、区域外就学制度による教職員への業務負担を軽減するため、体験入学として受け入れを行っている。当町では、2週間の受け入れを行っているところ。区域外就学制度を利用する場合においては、たった2週間という期間のために、就学に関する書類、学習進度、保護者との連絡など教職員の追加業務が発生し、地方の小規模校では特に複数業務をに抱えるケースが多く、大きな課題となる。この負担を軽減しなければ、教育委員会、学校からの多地域就学の実現への理解は難しくなる。

【支障の解決策】

しかし、地方の学校では人口減少の影響は大きく、出生数は激減し、保育施設から中学校までクラス替えがないという実態があり、学校側からは上に述べた区域外就学制度に係る業務負担がなければ是非生徒を短期的に受け入れたいという声は多い。外部からの多様な背景を持った子供や家族が訪れることで、地域の子供たちの視野が広がり、多様な教育の機会が生まれ、また、教育を起点とした地域活性化、関係人口創出が促進される。

また、将来的には二地域居住や移住につながる可能性が高まると期待される。よって、区域外就学制度の申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」についても利用可能と明確化することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

学校の管理職（校長、教頭）から教職員の働き方改革に取り組む中、教育上価値のある取り組みであっても、2週間という短い受入れ期間のために、区域外就学制度の様々な手続きや調整等を行うことは難しいという意見があった。

一方で、受入れ実施校の校長からは、「とても有意義な機会を子供たちに提供できている。（当町で実施している）体験入学程度の事務量であれば、積極的に受入れを行いたい。不登校や発達特性を持つ子供などで環境を変えてみたい子供も受け入れる体制はある。受入れ期間の全日程出席できなくても、登校するきっかけにな

れば」との意見が出されているところ。柔軟な体験入学制度は二地域居住のみならず、不登校対策や発達障害児対策にも資することにつながる。柔軟な体験入学制度は二地域居住のみならず不登校対策や発達障害児対策にも資することにつながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

教職員の事務負担をかけずに多地域就学が実現されることにより、受入れ校の拡大が見込め、教育を切り口とした、子育て世代の二地域居住の推進
多地域就学希望の家庭受入れ拡大による地域活性化、関係人口の創出
リモートワークや地域就労を通じて、仕事と子育てのバランスを見直す契機となり、豊かな子育て環境の選択に幅が生まれ、家庭のウェルビーイングが向上
教育や地域資源の活用が促進され、学校が地域の活動拠点となる。

根拠法令等

学校教育法施行令第5、8、9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月)に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和7年3月に各地方公共団体向けに周知したところ。